

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 市の生活支援・経済対策等のお知らせ

(令和2年8月11日発行)

本冊子は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る市の生活支援と経済対策等をまとめたものです。詳しくは、各支援制度に記載している担当課へ直接お問い合わせください。今後、新たな支援制度等が決まり次第、順次お知らせいたします。
※最新の情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」からご確認ください。

もくじ

1 新着支援制度(6月23日号から追加された支援制度)

■ 個人・世帯向け

- ① 新生児に対する特別給付金による支援 P 2
- ② ひとり親世帯臨時特別給付金による支援 P 2
- ③ 5割増しプレミアムクーポン券の販売 P 3

■ 事業者向け

- ④ 地域医療特別支援金による支援 P 3
- ⑤ 社会福祉施設等への特別支援金による支援 P 3
- ⑥ 地域医療並びに社会福祉施設等への感染症対策物品の配付 P 4
- ⑦ 保育従事者等への慰労金の支給 P 4
- ⑧ 家賃支援給付金による支援 P 4
- ⑨ 商店街等が実施する独自事業への支援 P 5
- ⑩ 水稲経営農家への支援 P 5
- ⑪ 登米産仙台牛消費拡大キャンペーンによる支援 P 5
- ⑫ 牛マルキン制度への加入支援 P 5
- ⑬ 高収益作物次期作支援交付金による支援 P 6

- 2 個人・世帯向け情報 (5月20日号及び6月23日号にてお知らせした内容と同様の項目ですが、その後決定した事項などを追記しています。) P7~12
- 3 事業者向け情報 P12~15
- 4 給付金等の課税上の取り扱いについて P16
- 5 県や国の支援策(事業者向け) P16

市民の皆様へ

「密集」「密閉」「密接」の3つの場面を避け、小まめな手洗い、マスクの着用などの感染症対策に、引き続き取り組みをお願いします。また、新型コロナウイルス感染症が増加している地域への不要不急な外出は控えていただきますようお願いいたします。

1 新着支援制度(6月23日号から追加された支援制度)

■ 個人・世帯向け

①新生児に対する特別給付金による支援

【課税】

特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた乳児に対し、子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの健やかな成長を応援するため、市独自の給付金を支給し支援します。

- ◆ 対象者 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生後最初の住民登録を登米市に行った乳児
- ◆ 受給者 上記対象者を監護または養育する父又は母
- ◆ 支給額 乳児1人につき10万円
- ◆ 申請手続き ① 令和2年4月28日から令和2年7月31日までに生まれ、出生届が提出されている乳児については、市から申請書を送付しますので、必要事項を記載して郵送にて申請してください。
② 上記以外(8月以降に出生)については、出生届時に総合支所窓口にて申請してください。
- ◆ 支給時期 令和2年8月から順次交付(指定された口座への振込み)
- ◆ 申請期限 令和3年4月30日
- 問い合わせ 市民生活部市民生活課 0220-58-2118(平日8:30~17:15)

②ひとり親世帯臨時特別給付金による支援

【非課税】

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯等については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、ひとり親世帯に対して給付金を支給します。

- ◆ 支給対象者 次の①~③のいずれかに該当する方
 - ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
 - ② 公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
 - ※ 公的年金等を受給していることにより児童扶養手当が受給できないため、児童扶養手当の認定を受けていない方も対象となります。
 - ※ 令和2年5月末時点でひとり親、かつ、平成30年中の収入(所得)が定められた基準額未満であることが必要です。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方
- ◆ 支給額
 - 基本給付
支給対象者①~③に該当する方に対し、1世帯当たり5万円(第2子以降1人につき3万円加算)を給付。
 - 追加給付
支給対象者①又は②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方に5万円を追加で給付。
- ◆ 申請手続きと支給日
 - 支給対象者①に該当する方の基本給付
申請手続き…不要(給付を希望しない場合にのみ、受給拒否の届出書を提出してください)
支給日…児童扶養手当の指定口座に令和2年8月20日に振込。
 - 支給対象者①に該当する方の基本給付以外の給付金(追加給付を含む)
申請手続き…総合支所窓口で申請書等を提出してください。
支給日…申請書の内容を確認後に、指定口座に順次振込。(9月中旬以降)
※ 申請書等の様式については、市ホームページからダウンロードいただくか、総合支所窓口でお受け取りください。
- ◆ 申請受付期間 令和2年8月3日~令和3年3月1日
- 問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 0220-58-5562(平日8:30~17:15)

③5割増しプレミアムクーポン券の販売

市内事業者の運転資金確保と市民の家計負担軽減を図るため、5割増しプレミアムクーポン券を販売します。500円券を10枚1セット（5,000円）で市内登録事業者にて販売し、購入者は1枚750円で利用可能となります。クーポン券は購入した市内登録事業者で1枚単位で利用することができます。

◆ クーポン販売事業者（業種）

日本標準産業分類における中分類のうち、次に掲げる分類に該当する事業者であり、登録を行った店舗等

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①道路旅客運送業 | ⑦宿泊業 |
| ②各種商品小売業 | ⑧飲食店 |
| ③織物・衣服・身の回り品小売業 | ⑨持ち帰り・配達飲食サービス業 |
| ④飲食料品小売業 | ⑩洗濯・理容・美容・浴場業 |
| ⑤機械器具小売業 | ⑪その他の生活関連サービス業 |
| ⑥その他の小売業 | |

◆ 購入方法

市内登録事業者で直接購入可能

◆ 購入期間

令和2年9月中旬～12月下旬（予定）

※ クーポン券を購入、利用できる市内登録事業者など詳細については、改めてお知らせいたします。

■ 問い合わせ

産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706（平日 8:30～17:15）

■ 事業者向け

④地域医療特別支援金による支援

【課税】

市民が安心して医療を受けられるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、通常の診療体制を継続運営している市内診療所等（公立を除く）に支援金を交付し、感染拡大防止対策の推進及び継続的な医療提供を支援します。

- ◆ 対象施設 市内の一般診療所・歯科診療所（公立を除く）等
- ◆ 支援額 1診療所等当たり60万円
- ◆ 申請手続き 該当する診療所等へ申請書を送付します。（原則郵送により受付）
- ◆ 支給開始日 令和2年8月から受付順に交付
- 問い合わせ 市民生活部健康推進課 0220-58-2116（平日 8:30～17:15）

⑤社会福祉施設等への特別支援金による支援

【課税】

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながら事業を継続している、社会福祉施設等を運営する事業者を支援します。

- ◆ 対象事業所等 令和2年5月1日において、市内で事業を運営している①障がい福祉サービス事業所、②介護サービス事業所、③保育施設等
- ◆ 交付額 ①障がい福祉サービス事業所 } 実施しているサービスの区分ごとに10万円
②介護サービス事業所 }
③保育施設等：1施設当たり10万円
- ◆ 申請手続き 該当する事業所・施設等へ申請書を送付します。
（申請は令和2年8月17日から9月18日まで原則郵送により受付）
- 問い合わせ ①福祉事務所生活福祉課 0220-58-5552
②福祉事務所長寿介護課 0220-58-5551
③福祉事務所子育て支援課 0220-58-5562

〔 受付時間
平日 8:30～17:15 〕

⑥地域医療並びに社会福祉施設等への感染症対策物品の配付

新型コロナウイルス感染症対策の長期化に備えるとともに、感染症発生時にも迅速な対応ができるよう体制整備を図るため、市内地域医療機関並びに社会福祉施設等へ必要な防護服等を配付します。

- ◆ 対象施設 市内に所在する次の施設
 - ① 一般診療所、歯科診療所等（公立を除く）
 - ② 障がい福祉施設（通所及び入所施設）
 - ③ 介護施設（通所及び入所施設）
 - ④ 保育施設等
- ◆ 配布物品 防護服等セット（感染症防護用ガウン、クリーンエプロン、シールドマスク）、医療用ゴム手袋、消毒液
- ◆ 申請手続き 申請不要。該当施設に直接配付いたします。
- ◆ 支給開始日 令和2年8月から物品が揃い次第配付。※納品に長期間かかる物品もあるため、配付が遅くなる場合もありますので、ご承知願います。
- 問い合わせ
 - ① 市民生活部健康推進課 0220-58-2116
 - ② 福祉事務所生活福祉課 0220-58-5552
 - ③ 福祉事務所長寿介護課 0220-58-5551
 - ④ 福祉事務所子育て支援課 0220-58-5562

（ 受付時間
平日 8:30～17:15 ）

⑦保育従事者等への慰労金の支給

【非課税】

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令される中、感染リスクを抱えながらも保育の継続に努めた保育従事者等に対して慰労金を支給します。

- ◆ 支給対象者 市内の保育施設及び放課後児童クラブに勤務し、児童と接する職員（公務員は除く）
※緊急事態宣言の発令期間（令和2年4月16日～5月14日）に通算して10日以上勤務した者
- ◆ 支給額 1人当たり 3万円
- ◆ 申請手続き 勤務先の保育施設等を経由して申請してください。
※ 詳しい手続きは、勤務先を通じてお知らせします。
- 問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 0220-58-5562（平日 8:30～17:15）

⑧家賃支援給付金による支援

※ 国の家賃支援給付金については
16ページをご覧ください

【課税】

国の家賃支援給付金の支給対象まで至らない、売上げが前年同月比20%以上50%未満の減少率である中小企業者、小規模事業者及び個人事業者に対し、給付金を支給し支援します。また、平成31年1月から令和元年12月までに創業した事業者についても、前年同月比20%以上50%未満の減少率の場合、給付金を支給し支援します。

- ◆ 対象者 日本標準産業分類における大分類のうち、次に掲げる分類に該当する事業者
 - ① 鉱業、採石業、砂利採取業
 - ② 建設業
 - ③ 製造業
 - ④ 電気・ガス・熱供給・水道業
 - ⑤ 情報通信業
 - ⑥ 運輸業、郵便業
 - ⑦ 卸売業、小売業
 - ⑧ 金融業、保険業
 - ⑨ 不動産業、物品賃貸業
 - ⑩ 学術研究、専門・技術サービス業
 - ⑪ 宿泊業、飲食サービス業
 - ⑫ 生活関連サービス業、娯楽業
 - ⑬ 教育、学習支援業
 - ⑭ 医療、福祉
 - ⑮ 複合サービス業
 - ⑯ サービス業（他に分類されないもの）
※政治・経済・文化団体、宗教を除く
- ◆ 対象経費 賃料、共益費及び管理費
- ◆ 給付額 1事業者当たり30万円を上限に支給
- ◆ 申請手続き 原則郵送により受付（申請書は市ホームページに掲載するほか、各総合支所及び商工会窓口に設置しています。）
- ◆ 申請期間 令和2年9月1日～令和3年1月29日
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706（平日 8:30～17:15）

⑨商店街等が実施する独自事業への支援

【課税】

感染予防のための必要な対策を講じた上で商店街等が実施する独自事業に対し支援します。これにより、市内における経済活動の回復を目指します。

- ◆ 対象者 下記のいずれかを満たすこと
 - ① 商店街等組織（商店街、商店会等）
 - ② 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがある団体
- ◆ 対象見込取組内容（例示）
 - ・ 商店街等での集客イベント開催
 - ・ 商店街等で発行した共通商品券
 - ・ スタンプラリー等
- ◆ 補助率 対象経費の3分の2以内
- ◆ 補助金額 10万円以上100万円を上限
- ◆ 申請期限 令和2年8月24日～11月30日
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706（平日 8:30～17:15）

⑩水稲経営農家への支援

【課税】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたり、米価にも影響を及ぼすことが懸念されることから水稲経営農家に対し支援金を支給し支援します。

- ◆ 対象者 水稲経営農家（法人含む） ※経営面積が10a未満は対象外
- ◆ 支給額 10a当たり2,000円（上限金額は25ha以上50万円となります。）
 - ※ 1,000円未満は切捨て
 - ※ 支給額については農業再生協議会のデータを基に計算して通知します。
 - ※ 主食用米に対する生産の目安を超えた面積は除外します。
- ◆ 申請手続き 該当者に対し、市より申請書を郵送します。（発送は9月上旬を予定しています）申請書の記載内容を確認し、必要事項を記載して必要書類（振込口座が分かる書類）を添付して郵送いただくか、各総合支所へ提出してください。
- 問い合わせ 産業経済部農政課 0220-34-2713（平日 8:30～17:15）

⑪登米産仙台牛消費拡大キャンペーンによる支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、消費が低迷している「登米産仙台牛」の消費拡大を図るため、畜産生産者団体が市民向けに行う販売キャンペーンに対し補助金を交付し支援します。

- ◆ 事業実施者 JAみやぎ登米肉牛部会
- ◆ 補助対象経費 原材料費 1 / 2以内(上限額1,000万円)
事務費 必要経費(上限額100万円)
- 問い合わせ 産業経済部農政課 0220-34-2713（平日 8:30～17:15）

市民の方へ 5,000円相当の登米産仙台牛を2,500円で販売します。
詳しくは、今後、JAみやぎ登米肉牛部会から各世帯に配布するチラシをご覧ください。

⑫牛マルキン制度への加入支援

【課税】

肥育農家の経営が圧迫されている中で、経営安定のための国の制度である牛マルキン制度への加入を支援します。

- ◆ 対象者 牛マルキンの制度対象として枝肉市場に出荷している畜産農家(肥育農家)
 - ※ 生産者負担金を納付している畜産農家（現在は納付猶予されているが終了した場合）
- ◆ 補助額 枝肉市場への出荷頭数に応じて定額補助金を交付します。
 - ※ 枝肉市場出荷1頭当たり1万円（1経営体当たり上限100頭）
- ◆ 補助対象 令和2年10月から令和3年3月までに出荷した牛
- ◆ 申請手続き 申請及び交付は、13ページに記載の【畜産農家に対し経営を支援】と併せて実施
 - ※ 10月市場出荷分からの申請となります。（2ヶ月分ずつの申請となります。）
- 問い合わせ 産業経済部農政課 0220-34-2713（平日 8:30～17:15）

⑬ 高収益作物次期作支援交付金による支援

【課税】

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援します。

- ◆ 対象者 令和2年2月から4月までの間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者
- ◆ 支給額
 - 1 次期作に前向きに取り組む生産者への支援
【交付単価：5万円/10a】
※ 施設栽培の花き、大葉及びわさびは80万円/10a
※ 施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどうは25万円/10a
○対象となる取組例
 - ・生産・流通コストの削減の取組
 - ・種苗、肥料、農薬等の資材の購入
 - ・土壌改良資材の投入
 - ・自動環境制御装置の活用 など
 - 2 新たな品種や新技術の導入等の取組を支援
【交付単価：10a当たり2万円×取組数】
○対象となる取組
 - ・新たに直販等を行うためのHP等の整備
 - ・新品種・新技術の導入等に向けた取組
 - ・海外の残留農薬基準への対応又は有機農業・GAP等の取組
 - 3 高品質なものを厳選して出荷する取組への支援
【交付単価：1人・1日当たり2,200円】
【対象品目】花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう及びぶどう
○対象となる取組例
 - ・フラワーネット張りの調整
 - ・芽かき・摘花・整枝
 - ・冷蔵貯蔵等による出荷調整 など
- ◆ 申請手続き 申請は下記の書類を準備して農政課、JAみやぎ登米園芸課又はJA新みやぎ南三陸地区本部営農経済部で申請してください。
申請に必要な書類（写し）
 - 1 令和2年2月から4月の間に支援対象品目（野菜、花き、果樹等）について、出荷したことが分かる伝票、また、廃棄等により出荷できなかった場合は、前年産の出荷実績が確認できる書類及び今年産の廃棄の理由書（様式自由）
 - 2 取組内容を実施しようとする栽培面積・地目・地番がわかる資料（農地基本台帳や共済細目書など）※ 申請する際は取り組み内容の確認が必要なことから事前に問い合わせ先に連絡を下さい。
- 問い合わせ 宮城県東部振興事務所登米地域事務所農業振興部
0220-22-3535（平日 8:30～17:15）
産業経済部農政課 0220-34-2713（平日 8:30～17:15）
みやぎ登米農業協同組合園芸課 0220-34-7811（平日 8:30～17:00）
新みやぎ農業協同組合南三陸地区本部営農経済部
0226-47-4585（平日 8:30～17:00）

農業者の皆様へ、持続化給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症により農畜産物の販売に影響があり、売上が50%以上減少した方が対象で、最大で100万円が給付されます。詳しくは下記に問い合わせください。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

【受付時間：8:30～19:00（8月は毎日）（9月以降は土、祝日を除く）】

2 個人・世帯向け情報

過去にお知らせした内容と同様の項目ですが、その後決定した事項などを追記しています。

給付等

特別定額給付金等による支援

【非課税】

感染拡大防止の観点から、簡素な仕組みで迅速かつ確実に給付金を給付し、家計を支援します。

- ◆ 受給権者 基準日（令和2年4月27日）において登米市の住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主
 - ◆ 給付対象者 基準日において登米市の住民基本台帳に記録されている方
 - ◆ 給付額 給付対象者1人につき10万円
 - ◆ 実施方法 受給権者に対し、市より申請書を郵送し、受給権者は申請書に必要事項を記載し、必要書類（本人確認書類、振込口座が分かる書類）を添付して、郵送で申請いただくか、マイナンバーカードを活用したオンライン申請にて申請いただき、原則として、申請者本人口座へ振り込みます。
 - ◆ 申請受付 令和2年5月14日から申請書郵送
 - 郵送申請による受付 : 令和2年5月15日から受付
 - オンライン申請による受付 : 令和2年5月11日から受付
 - ◆ 給付開始日 令和2年5月22日（初回振込日）から給付開始、翌週から毎週水曜日を予定
 - ◆ 申請締切日 令和2年8月14日（当日消印有効）
- 対象となる方で、申請書類が届いていない場合は、コールセンターまでご連絡ください。
- 問い合わせ コールセンター（給付金事務室） 0120-005-621【フリーダイヤル】
受付時間：9:00～16:00 平日（土日祝日休業）
※ コールセンターは令和2年8月28日まで開設しております。
担当課：福祉事務所生活福祉課 0220-58-5552（平日 8:30～17:15）

申請前に世帯主の方が亡くなられ申請を行うことができなかった場合について

【課税】

申請前に世帯主の方が亡くなられて特別定額給付金の申請を行うことができなかった单身等の世帯について、給付の公平性を図るため、亡くなられた世帯主の法定相続人の方を対象に、「臨時特別定額給付金」の給付を行います。

- ◆ 受給権者 特別定額給付金の申請をすることができずに亡くなった世帯主の法定相続人
- ◆ 給付対象者 特別定額給付金の申請をすることができずに亡くなった方
- ◆ 給付額 給付対象者1人につき10万円
- ◆ 申請方法 該当する受給権者に対し、市より申請書を郵送します。受給権者は申請書に必要事項を記載し、必要書類（本人確認書類、振込口座が分かる書類）を添付して、郵送により申請してください。
- ◆ 申請締切日 令和2年10月30日（当日消印有効）
- 問い合わせ 福祉事務所生活福祉課 0220-58-5552（平日 8:30～17:15）

住居確保給付金による支援

【非課税】

※貸主は課税

離職・廃業から2年以内の方であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人、または喪失する恐れがある人を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援などを実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

令和2年4月20日から対象者が拡充され、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人も住居確保給付金の支給対象となりました。なお、支給については、世帯の収入や預貯金等の要件があります。

- ◆ 支給額 賃貸住宅の一月当たりの家賃額
(世帯の収入や世帯員数、預貯金額等により支給額が異なる場合があります。)

～ 次ページに続きます ～

- ◆ 支給期間 原則3月（最長9月まで延長）
- 問い合わせ 登米市自立相談支援センターそ・える登米 0220-23-8610
（平日・土曜日 8:30～17:15）※火・木は19:00まで
担当課：福祉事務所生活福祉課 0220-58-5552（平日 8:30～17:15）

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者のうち、以下の要件に該当する方の保険税（料）を減免します。

- ◆ 対象者
 1. 【保険税(料)を全額免除】
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
 2. 【保険税(料)の一部を減額】
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の①～③の要件全てに該当する世帯
 - ① 世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - ② 世帯の主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
 - ③ 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

※「主たる生計維持者」とは、原則としてその世帯の世帯主となります。

- ◆ 減免額 減免対象の保険税(料)額（A×B/C）に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額

○減免対象の保険税(料)額（A×B/C）

A	国保：世帯の被保険者全員について算定した保険税額 後期：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和元年の所得額
C	世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年の所得の合計額

○主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額に応じた減免割合…D

令和元年の所得の合計額	減免割合（D）
300万円以下の場合	全部(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の所得の合計額にかかわらず、減免対象の保険税(料)額の全部を免除。

※ 非自発的の失業者にかかる軽減対象となる場合は、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税(料)の減免は行わない。

- ◆ 必要書類

対象者の1に該当する場合：減免申請書、死亡診断書もしくは診断書

対象者の2に該当する場合：減免申請書、令和元年の月ごとの収入がわかるもの、令和2年1月から申請する月までの収入がわかるもの
事業等の廃止や失業の場合は、証明できる書類
- ◆ 対象保険税（料） 令和元年度分及び令和2年度分の保険税（料）であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの
- ◆ 申請期限 国民健康保険税 … 令和3年3月31日
後期高齢者医療保険料 … 令和3年6月30日
- ◆ 手続き 感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。
- 問い合わせ 総務部税務課 0220-22-2163（平日 8:30～17:15）

介護保険料の減免

介護保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方の保険料を減免します。

- ◆ 対象者
- 【保険料全額免除】
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
 - 【保険料の一部を減額】
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する第一号被保険者
 - 世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。
 ※ 「主たる生計維持者」とは、原則としてその世帯の世帯主となります。
- ◆ 減免額
- 減免対象の保険料額 (A×B/C) に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額
- 減免対象の保険料額 (A×B/C)
- | | |
|---|--|
| A | 当該第一号被保険者の保険料額 |
| B | 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和元年の所得額 |
| C | 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額 |
- 合計所得金額に応じた減免割合…D
- | 令和元年の合計所得金額 | 減免割合 (D) |
|-------------|------------|
| 200万円以下の場合 | 全部(10分の10) |
| 200万円を超える場合 | 10分の8 |
- ※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、減免対象の保険料額の全部を免除。
- ◆ 必要書類
- 対象者の1に該当する場合：減免申請書、死亡診断書もしくは診断書
 - 対象者の2に該当する場合：減免申請書、令和元年の各月ごとの収入がわかるもの、令和2年1月から申請する月までの収入がわかるもの
事業等の廃止や失業の場合、証明できる書類
- ◆ 対象保険料
- 令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの
- ◆ 申請期限
- 令和3年3月31日
- ◆ 手続き
- 感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。
- 問い合わせ
- 総務部税務課 0220-22-2163 (平日 8:30~17:15)

国民健康保険被保険者に対する傷病手当金による支援

【非課税】

国民健康保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方に傷病手当金を支給します。

- ◆ 対象者
- 給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間給与等の全部または一部の支払を受けることができなかつた方
- ◆ 支給対象日数
- 労務に服することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数
- ◆ 支給額
- 傷病手当金の支給を受けることができる初めの日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数
＝支給額 (支給額には上限があります。)
- ※ 給与等の一部の支払を受けた場合で、受けた給与等の額が傷病手当金の支給額より少ない時は、その差額を支給

～ 次ページに続きます ～

- ◆ 支給期間 支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間
(適用期間は令和2年1月1日から同年9月30日まで)
- ◆ 申請等 傷病手当金の支給対象となる方は、傷病手当金支給申請書等の提出が必要となります。下記のものを持参のうえ各総合支所に提出してください。
支給申請書の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、各総合支所に備え付けております。
【支給申請の際持参していただくもの】
 - ・ 傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）
 - ・ 傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）※事業主の証明が必要です。
 - ・ 傷病手当金支給申請書（事業主記入用）
 - ・ 傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）※検査の結果陰性の場合などは省略できます。
 - ・ 世帯主の印鑑と振込口座の分かるもの
 - ・ 支給対象者の国民健康保険被保険者証
 - ・ 医療機関を受診したことが分かる領収書、診療明細書等
- 問い合わせ 市民生活部国保年金課 0220-58-2166（平日 8:30～17:15）

貸 付

個人向け緊急小口資金等による支援

登米市社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金と総合支援資金（生活支援費）に関し、市ホームページ及び広報紙等により制度周知を行うとともに、登米市自立相談支援センターそ・えーる登米と連携し、相談支援をしています。

【緊急小口資金】

- ◆ 貸付対象者 休業等により緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯
- ◆ 貸付上限額 10万円以内→20万円以内（拡充）
- ◆ 据置期間 2月以内→1年以内（拡充）
- ◆ 償還期限 12月以内→2年以内（拡充）
- ◆ 貸付利子・保証人 無利子・不要

【総合支援資金（生活支援費）】

- ◆ 貸付対象者 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◆ 貸付上限 単身15万円以内/月、2人以上20万円以内/月
- ◆ 据置期間 6月以内→1年以内（拡充）
- ◆ 償還期限 10年以内
- ◆ 貸付利子・保証人 無利子・不要

- 問い合わせ 登米市社会福祉協議会 0220-21-6310（平日 8:30～17:15）

猶 予

市営住宅家賃の徴収猶予

市営住宅に入居している方で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難な場合には、徴収猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

- ◆ 対象者 市営住宅入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入（非課税所得含む）が月額72,800円以下に減少した世帯
- ◆ 申請等 必要な添付書類
 - ・ 収入が減少したことを確認できる書類
(勤務先が発行する給与明細で収入減少以前の明細と直近の明細等)
 - ・ 非課税所得（障害年金、遺族年金等）がある場合は確認できる書類
 ※ 世帯の状況により異なりますので、下記までお問い合わせください。
- 問い合わせ 建設部住宅都市整備課 0220-34-2316（平日 8:30～17:15）

水道料金・下水道使用料の支払いについての相談窓口の設置

「登米市水道お客様センター」に相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な事情がある方について、支払い猶予の相談に応じています。

- 問い合わせ 登米市水道お客様センター 0120-023-151【フリーダイヤル】
(平日 8:00~18:00) ※水曜日は20:00まで
(土曜日 8:00~12:00)

納税の猶予の特例

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が、り患された場合など、以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められる場合がありますので、税務課徴収対策係にご相談ください。

- ◆ 対象ケース (1) 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合。
(2) 納税者ご本人または生計を同じにするご家族がり患した場合。
(3) 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合や、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合。
- 問い合わせ 総務部税務課 0220-22-2169 (平日 8:30~17:15)

※国税（所得税・消費税・法人税等）については、
下記の税務署まで事前にお電話でご相談ください。

- 問い合わせ 佐沼税務署 0220-22-2501 (平日 8:30~17:00)

市奨学金の返還猶予

現在、登米市育英資金貸付基金、登米市浅野兄妹奨学資金貸付基金及び上杉奨学金貸付基金を返還中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により返還が困難になった場合は、返還猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

- ◆ 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で、会社が休業、倒産した場合や、売り上げの減少、離職などで収入の減少等、返還が困難になった方
- ◆ 猶予期間 1年以内（納期限が到来していない期間に限る）
- ◆ 申請等 必要な添付書類
・収入が減少したことを確認できる書類等
(減少前の収入と直近の収入が比較できるもの)
- 問い合わせ 教育委員会教育部教育総務課 0220-34-2670 (平日 8:30~17:15)

情報

発熱外来診察室の設置

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、発熱や風邪などの症状による不安の解消と地域医療体制を維持するため、市医師会の協力のもと登米市民病院敷地内に発熱外来診察室を設置し、発熱者の診察を行っています。

- ◆ 受診について 市内在住の小学生以上の方で、発熱や呼吸器症状のある方、または、市内の医療機関から紹介された方を診察します。
- ◆ 受診の流れ 予約受付にあらかじめ電話予約するか、かかりつけ医のある方は、電話で症状を伝え発熱外来診察室を紹介していただいてから受診してください。

発熱外来診察室予約受付電話番号 070-6569-4596
(受付時間 平日の9:00~12:00、13:00~14:00)

- ◆ 診察時間 13:30~16:30 (平日)
- 問い合わせ 登米市発熱外来診察室事務局 070-6569-5161 (平日 8:30~17:15)

イベントの中止等によるチケットの払い戻しを受けない場合の個人住民税の寄附金控除

中止等された文化芸術・スポーツイベントのチケットの払い戻しを受けない場合、その金額分は「寄附」とみなされ、個人住民税の税額控除の対象となります。

- ◆ 対象となるイベント 寄付金控除の対象となるイベントは、文化庁又はスポーツ庁のホームページをご確認下さい。
- ◆ 対象年度 令和3年度又は4年度 の個人住民税
- ◆ 控除額 (対象額合計-2,000円) × 10% 【市6%・県4%】
※ 控除については住民税のほか、所得税でも40%の控除があり、合計で50%の控除が受けられます。
※ 総所得金額の合計額により控除額に上限があります。
- ◆ 手続き等 ①主催者などがイベントの指定を受けた旨を確認します。
②主催者に払い戻しを受けない意思を連絡します。
③主催者から確定申告書の添付書類である「指定行事証明書」の写し、「払戻請求権放棄証明書」の2種類の証明書を受け取ります。
④翌年2月中旬～3月中旬に確定申告を行います。
- 問い合わせ 総務部税務課 0220-22-2163 (平日 8:30～17:15)

配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援

配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援のため、全国共通の電話相談ナビ(DV相談ナビ:0570-0-55210)が設置されております。今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い「DV相談+ (プラス)」を実施し相談体制を拡充しています。

- ◆ 相談体制の拡充
 - ① 24時間対応電話(4月29日から) 電話番号:0120-279-889
 - ② チャット・メール相談 ※ ホームページ(<https://soudanplus.jp>)からアクセス
※ チャット相談は12:00から22:00まで、メール相談は24時間受付
 - ③ 外国人相談者向けチャット・メール相談 対応言語は、英語、中国語、韓国語など
※ 12:00から22:00まで受付
- 問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 0220-58-5562 (平日 8:30～17:15)

3 事業者向け情報

過去にお知らせした内容と同様の項目ですが、その後決定した事項などを追記しています。

補助金等

宅配サービス・持帰りサービスに取り組む市内飲食業者等の支援

【課税】

飲食業及び宿泊業者のうち、令和2年3月1日以降に新たに宅配サービスもしくは持帰りサービスに取り組むか、既に取り組んでいるが感染症拡大防止のため使い捨て容器を購入する個人事業主等の経済活動を支援します。

- ◆ 対象者 売上げが前年同月比で20%以上減少している飲食業及び宿泊業者
- ◆ 補助額 対象経費(消耗品費、広告費、リース料)の2分の1以内とし、1事業者当たり10万円を上限として補助
- ◆ 申請手続き 令和2年6月1日から原則郵送にて受付(申請書は市ホームページに掲載するほか、地域ビジネス支援課にも設置しています。)
- ◆ 申請期限 令和3年1月29日 ※延長しました
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706 (平日 8:30～17:15)

畜産農家に対し経営を支援

【課税】

和牛の消費減等に伴う枝肉価格及び子牛価格の下落により経営が逼迫している畜産農家を支援します。
※枝肉価格及び子牛価格の下落が続いていることから支援を継続します。

- ◆ 補助額 市場出荷した肉用牛及び子牛に対し、次の定額補助金を交付します。
 - ・ 枝肉市場出荷1頭当たり…………… 1万円 (1経営体当たり上限100頭まで)
 - ・ 子牛市場出荷1頭当たり…………… 5,000円 (1経営体当たり上限30頭まで)
 - ・ 乳用牛産子市場出荷1頭当たり…… 5,000円 (1経営体当たり上限30頭まで)
- ※ 補助対象は、令和2年4月から令和3年3月までに出荷した牛
(令和2年9月まででしたが、期間を拡大しました。)
- ◆ 申請手続き

6月・7月市場出荷分	申請期限	令和2年8月14日
8月・9月市場出荷分	申請期限	令和2年10月30日
10月・11月市場出荷分	申請期限	令和2年12月28日
12月・令和3年1月市場出荷分	申請期限	令和3年2月26日
令和3年2月・3月市場出荷分	申請期限	令和3年3月31日
- ※ 4月・5月市場出荷分も含め申請期間が過ぎたものについても、最終期限日である令和3年3月31日まで申請可能です。(まとめて申請することもできます)
- 問い合わせ 産業経済部農政課 0220-34-2713 (平日 8:30~17:15)

経営維持臨時給付金による支援

【課税】

国の持続化給付金の支給対象まで至らない、売上げが前年同月比20%以上50%未満の減少率である中小企業者、小規模事業者及び個人事業者に対し、給付金を支給し支援します。

また、令和2年1月から3月までに創業した事業者についても、同期間の売上平均より20%以上50%未満の減少率の場合、給付金を支給し支援します。

- ◆ 対象者 日本標準産業分類における大分類のうち、次に掲げる分類に該当する事業者
 - ① 鉱業、採石業、砂利採取業
 - ② 建設業
 - ③ 製造業
 - ④ 電気・ガス・熱供給・水道業
 - ⑤ 情報通信業
 - ⑥ 運輸業、郵便業
 - ⑦ 卸売業、小売業
 - ⑧ 金融業、保険業
 - ⑨ 不動産業、物品賃貸業
 - ⑩ 学術研究、専門・技術サービス業
 - ⑪ 宿泊業、飲食サービス業
 - ⑫ 生活関連サービス業、娯楽業
 - ⑬ 教育、学習支援業
 - ⑭ 医療、福祉
 - ⑮ 複合サービス業
 - ⑯ サービス業(他に分類されないもの)
※政治・経済・文化団体、宗教を除く
- ◆ 給付額 1事業者当たり20万円を上限に給付
- ◆ 申請手続き 原則郵送により受付(申請書は市ホームページに掲載するほか、各総合支所及び商工会窓口に設置しています。)
- ◆ 申請期間 令和2年7月1日~令和3年1月29日
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706 (平日 8:30~17:15)

補給

中小企業振興資金の利子補給の拡充

【課税】

登米市中小企業振興資金の融資を活用していて、下記の対象となる市内中小企業者に利子補給を行い、資金繰りを支援します。

- ◆ 対象者 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高が前年同月と比較して15%以上減少した事業者
- ◆ 利子補給率 0.85%(貸付利率1.7%の2分の1)
※ 現行の利子補給額に加算します。新規借入者は、現行制度と組み合わせることで、1年間実質無利子化となります。
※ 事業者が宮城県信用保証協会に対し支払う保証料についても市が全額支払います。
- ◆ 利子補給の期間 1年間
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706 (平日 8:30~17:15)

営農資金借入に対する利子補給

【課税】

農業協同組合が組合員へ融資する「アグリエール資金（新型コロナ対策）」の利子を補給し、営業者等の営農継続を支援します。

- ◆ 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により農畜産物の生産活動に影響を受け、営農継続を図るため農業協同組合が創設した「アグリエール資金（新型コロナ対策）」の融資を受けた市内の営業者等
- ◆ 利子補給率 基準金利2.0%（市0.5%、農協0.5%、JAグループ1.0%）
※利子は市と農協等で利子補給するため、営業者等は実質無利子で融資が受けられます。
- ◆ 利子補給（返済）期間 5年
- ◆ 申請手続き 「アグリエール資金（新型コロナ対策）」の貸付手続等については、組合員となっている農業協同組合（みやぎ登米農業協同組合、または新みやぎ農業協同組合）へお問い合わせください。
- 問い合わせ 産業経済部産業総務課 0220-34-2716（平日 8:30～17:15）

猶 予

肉用牛貸付事業に係る償還猶予または分割納付

登米市高齢者等肉用牛貸付事業及び後継者等肉用牛貸付事業において、満期となった貸付牛の償還に関し、子牛価格及び枝肉相場の下落で影響のあった畜産農家への支援を行っています。

- ◆ 償還猶予 猶予期間 令和2年1月～12月（1年間）
- ◆ 分割納付 相談に応じ、適宜対応
- 問い合わせ 産業経済部農政課 0220-34-2713（平日 8:30～17:15）

情 報

中小企業や農林業者などの相談窓口の設置

売上高の減少など経済的な影響を受けている中小企業や農林業者など市内事業者を対象とした相談窓口を産業経済部内に開設しています。

- 問い合わせ 登米市ビジネスサポートセンター 0220-34-2836（平日 8:30～17:15）

地元商店応援運動

売上減少の市内飲食店・物産直売施設が行っている「テイクアウト」や「出前」内容等を市ホームページと市Facebook「Tome ご飯」で情報発信しています。

【市ホームページ 掲載店舗情報】



- ◆ 申請手続き 掲載希望の飲食店は市ホームページに掲載している申請様式に必要な事項を記入のうえ、登米市産業経済部地域ビジネス支援課のメールアドレスまで電子メールにて申請ください。
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706（平日 8:30～17:15）
メールアドレス chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp

市内事業者の臨時的な雇用を促進

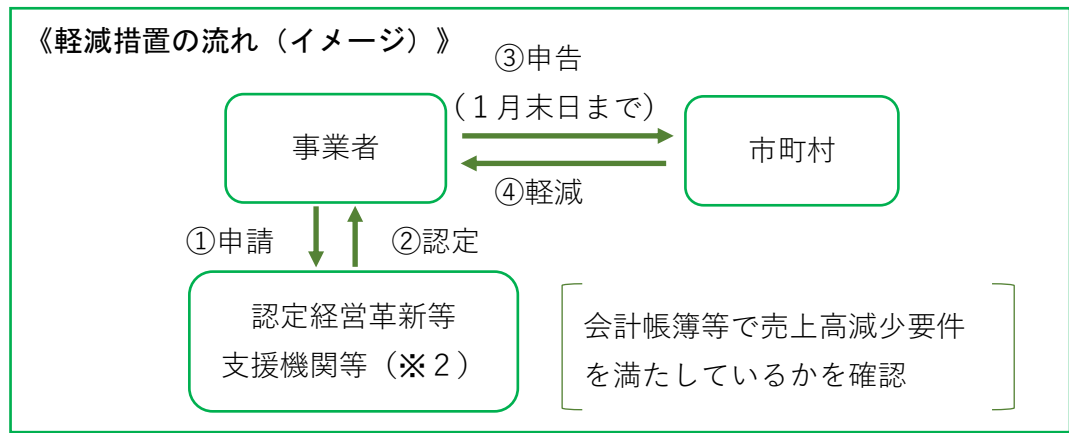
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、仕事が減少している事業所などの従業員の雇用確保のため、人材を必要としている市内事業者の情報を提供し、臨時的な雇用を促進します。

- ◆ 申請手続き ① 人材を必要としている市内事業者から、市に申請・登録していただきます。
（雇用の流れ） ② 登録された情報を市公式ホームページへ掲載します。
③ 休職者等は、登録情報を閲覧し、求人事業者に直接連絡をして、条件等を確認後、雇用契約していただきます。
- ◆ 申請及び閲覧期間 令和2年9月30日までを予定 ※延長しました
- 問い合わせ 産業経済部産業総務課 0220-34-2716（平日 8:30～17:15）

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減します。

- ◆ 対象者 中小事業者等（原則として業種限定せず）
※ 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ◆ 軽減割合 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて
① 30%以上50%未満減少している事業者 … 2分の1
② 50%以上減少している事業者 … 全額
※ 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（※2）の認定を受けて各市町村に申告した事業者に適用されます。
- ◆ 対象資産 償却資産と事業用家屋



（※2）税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）

- 問い合わせ 総務部税務課 0220-22-2163（平日8:30～17:15）

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡大するとともに、適用期限を2年延長します。

- ◆ 対象者 先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等（個人、法人）
※ 個人＝常時使用する従業員が1,000人以下の個人
法人＝資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数1,000人以下の法人（大企業の子会社除く）
- ◆ 対象設備 ①機械装置、器具備品などの償却資産
②事業用家屋及び構築物
※ 事業用家屋は、設備の取得価格の合計額が300万円以上であること。
※ 償却資産、構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの。
- ◆ 軽減率 投資後3年間、ゼロとなります。
- ◆ 適用期限 令和5年3月末まで
（令和4年度までの2年間に限り延長）
- ◆ 申請に必要なもの 工業会が交付する証明書の写し
認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し など
- ◆ 申請期間 現行の償却資産の申告と同じになる予定です。（令和3年1月1日～31日）
- 問い合わせ 総務部税務課 0220-22-2163（平日8:30～17:15）

4 給付金等の課税上の取り扱いについて

今回新たに掲載した給付金等の課税関係については、下記表にてご確認ください。

※記載がない給付金等の課税関係については、その給付金等の支給元である窓口にてご確認ください。

非課税	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯臨時特別給付金（P2） 保育従事者等への慰労金（P4）
課税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療特別支援金（P3） 社会福祉施設等への特別支援金（P3） 家賃支援給付金（市の給付金…P4、国の給付金…P16） 商店街等が実施する独自事業への支援（P5） 水稻経営農家への支援（P5） 牛マルキン制度への加入支援（P5） ※持続化給付金（事業所得者向け） <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児に対する特別給付金（P2） 申請前に世帯主の方が亡くなられ申請を行うことができなかった場合の給付金（P7） ※持続化給付金（給与所得者向け） <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高収益作物次期作支援交付金（P6） ※持続化給付金（雑所得者向け）

※持続化給付金について

6月23日号では事業所得のみと表記しておりますが、対象者が拡大され、給与所得・雑所得で収入を得ているフリーランスも申請できるようになりました。その場合は所得区分がそれぞれ、「一時所得に区分されるもの」、「雑所得に区分されるもの」となります。

5 県や国の支援策(事業者向け)

6月23日号にてお知らせした内容から追加されたものを掲載します。

※宮城県ホームページより抜粋

支援メニュー	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金
対象	妊娠中の従業員がいる事業主
条件	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に対し、有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主
概要	対象労働者1人当たり 有給休暇5日以上20日未満：25万円 以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円） ※1事業所当たり20人まで
窓口	宮城労働局 雇用環境・均等室 022-299-8834
支援メニュー	両立支援等助成金 介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）
対象	家族介護をしている従業員がいる中小企業事業主
条件	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、家族介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主
概要	労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満：20万円 取得した休暇日数が合計10日以上：35万円 ※1企業当たり5人分まで支給
窓口	宮城労働局 雇用環境・均等室 022-299-8834
支援メニュー	家賃支援給付金 ※国で行う支援策
対象・条件	新型コロナウイルス感染症の影響により、資本金10億円以上の大企業を除き、売上げが前年同月比で50%以上または、連続する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少している者で自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている者 ※上記よりも減少した額が少ない方に対しての市の独自の支援策は4ページに記載しています。
概要	法人最大600万円、個人事業者最大300万円 算定方法：申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍
窓口	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

詳しくは、各支援制度に記載している窓口へ直接お問い合わせください。

【編集・発行】

登米市生活経済支援推進本部事務局 0220-23-7353（平日 8:30～17:15）